令和５年度八王子市障害福祉サービス等情報公表制度実施要綱

（目的）

第１条　この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号。以下「障害者総合支援法」という。）第７６条の３第１項に規定する情報公表対象サービス等情報及び児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）第３３条の１８第１項に規定する情報公表対象支援情報（以下「障害福祉サービス等情報」という。）の公表等について、必要な事項を定める。

（情報の公表を行う指定障害福祉サービス等の種類）

第２条　情報の公表を行う指定障害福祉サービス等の種類は次の各号のとおりとする。

⑴　指定障害福祉サービス（共生型障害福祉サービスを含む。）

指定居宅介護、指定重度訪問介護、指定同行援護、指定行動援護、指定療養介護、指定生活介護、指定短期入所、指定重度障害者等包括支援、指定施設入所支援、指定自立訓練、指定就労移行支援、指定就労継続支援、指定就労定着支援、指定自立生活援助及び指定共同生活援助

⑵　指定地域相談支援

指定地域移行支援及び指定地域定着支援

⑶　指定計画相談支援

⑷　指定通所支援（共生型通所支援を含む。）

指定児童発達支援、指定医療型児童発達支援（指定発達支援医療機関が行うものを除く。）、指定放課後等デイサービス、指定居宅訪問型児童発達支援及び指定保育所等訪問支援

⑸　指定障害児相談支援

（報告の対象となる事業者）

第３条　障害者総合支援法第７６条の３第１項及び児童福祉法第３３条の１８第１項の規定により、新たに指定障害福祉サービス等の提供を開始しようとする事業者は、指定障害福祉サービス等の提供を開始しようとするときに報告の対象となる。

２　障害者総合支援法第７６条の３第１項及び障害者総合支援法施行規則第６５条の９の６並びに児童福祉法第３３条の１８第１項及び児童福祉法施行規則第３６条の３０の２の規定により、災害その他知事に対し情報公表対象サービス等の報告を行うことができないことにつき正当な理由がある事業者を除き、次条に規定する基準日より前において、指定障害福祉サービス等を提供している事業者が報告の対象となる。

（基準日）

第４条　障害者総合支援法第７６条の３第１項及び児童福祉法第３３条の１８第１項の規定による報告の基準日は、令和５年４月１日とする。

（実施期間）

第５条　この要綱の実施期間は、令和５年４月１日から令和６年３月３１日までとする。

（報告の内容）

第６条　指定障害福祉サービス等の事業者が報告する障害福祉サービス等情報の内容は、次の各号に掲げる事業者ごとに、それぞれ当該各号に定める内容とする。

⑴　基準日より前に指定障害福祉サービス等を提供している事業者　別添１基本情報及び別添２運用情報

⑵　基準日以降に指定障害福祉サービス等の提供を開始する事業者　別添１基本情報

（報告の方法）

第７条　指定障害福祉サービス等の事業者は、原則、独立行政法人福祉医療機構が運営する「障害福祉サービス等情報公表システム（以下「公表システム」という。）」を通じて市長へ報告するものとする。ただし、公表システムを通じて報告できないやむを得ない事情がある場合は、文書等により報告することができる。

（報告の開始日）

第８条　報告の開始日は、次の各号に掲げる事業者ごとに、それぞれ当該各号に定める日とする。

⑴　基準日より前に指定障害福祉サービス等を提供している事業者　令和５年５月１日

⑵　基準日以降に指定障害福祉サービス等の提供を開始する事業者　指定障害者福祉サービス事業者等の指定を受けた日。ただし、指定を受けた日が令和５年５月１日より早い場合は、令和５年５月１日とする。

（報告の期限）

第９条　報告の期限は、次の各号に掲げる事業者ごとに、それぞれ当該各号に定める日とする。

⑴　基準日より前に指定障害福祉サービス等を提供している事業者　令和５年７月３１日

⑵　基準日以降に指定障害福祉サービス等の提供を開始する事業者　指定障害者福祉サービス事業者等の指定を受けた日から１か月以内。ただし、その期限が令和５年７月３１日より早い場合は、令和５年７月３１日とする。

（公表の時期）

第１０条　次の各号に掲げる事業者ごとに、それぞれ当該各号に定める日とする。

⑴　基準日より前に指定障害福祉サービス等を提供している事業者　報告後２か月以内

⑵　基準日以降に指定障害福祉サービス等の提供を開始する事業者　報告後１か月以内

（障害福祉サービス等情報の更新）

第１１条　障害福祉サービス等情報の報告は、原則として年１回とする。

２　前項の規定にかかわらず、法人及び事業所等の名称、所在地、電話番号、ＦＡＸ番号、ホームページ及びメールアドレスについて、修正又は変更があったときは、その都度、公表システムを通じて市長に報告するものとする。

（苦情等の対応）

第１２条　公表されている情報に関する利用者等からの苦情等の窓口は以下のとおりとする。

八王子市福祉部障害者福祉課事業者指定担当
電話番号　　０４２－６２０－７４７９
ＦＡＸ番号　０４２－６２３－２４４４

附　則

この要綱は、令和５年４月１日から施行する。